

立川市客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、つきまとい行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 45 号）の施行による。

立川市客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、つきまとい行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例の一部を改正する条例

立川市客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、つきまとい行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例（平成17年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 勧誘行為 次のいずれかに該当する勧誘をすることをいう。 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号に<u>掲げる</u>営業において異性の客を接待する役務に従事すること。 イ及びウ ……略……</p> <p>(3)～(6) ……略……</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 勧誘行為 次のいずれかに該当する勧誘をすることをいう。 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号又は第2号に規定する営業において異性の客を接待する役務に従事すること。 イ及びウ ……略……</p> <p>(3)～(6) ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。